

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年3月19日提出
【計算期間】	第11期（自 平成23年12月21日 至 平成24年12月20日）
【ファンド名】	いちよしグロース 1 （以下「当ファンド」ということがあります。）
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03（6756）4725
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンド「いちよしグロース1」は、親投資信託である「メロン中小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の中小型株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

* 追加型投信：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

* 国内：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* 株式：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
	年2回	日 本	
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回	北 米	ファンド・ オブ・ ファンズ
	年6回 （隔月）	欧 州	
不動産投信	年12回 （毎月）	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ
	日 々	オセアニア	
その他資産 （投資信託証券 （株式、中小型株））	その他 （ ）	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ
		アフリカ	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変型		中 近 東 （中 東）	ファンド・ オブ・ ファンズ
		エマージン グ	

* その他資産（投資信託証券（株式、中小型株））：

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として中小型株の株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

* 年1回：

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

* 日本：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* ファミリーファンド：

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、500億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

当ファンドは、メロン中小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国のJASDAQ市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の

証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

（参考）銘柄選別に際しては、以下のポイントに着目します。（当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行っており、実質的な運用はマザーファンドにおいて行います。）

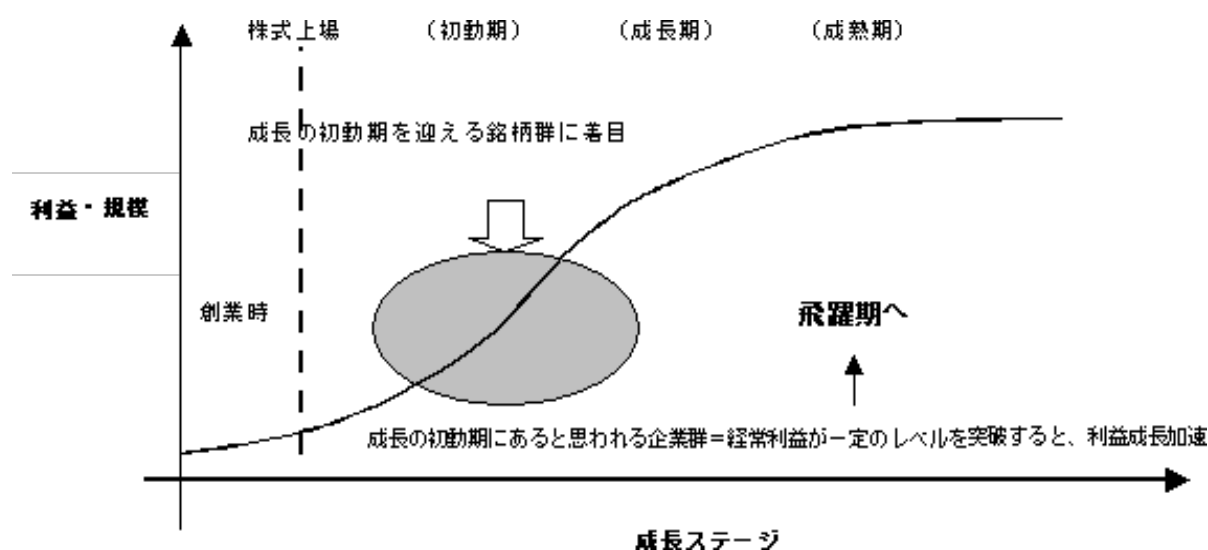
- 成長の初動期にあると思われる企業群に着目します。

上場後まもなく、若い企業＋利益モメンタムが上向きの企業

の中から

次のステージ（企業の飛躍期）へ向けて、ビジネスモデル、ビジネスプランが明確であると判断される企業

を選別



- 企業の成長性、業績の安定性に対し、株価が割安に放置されていると思われる企業群に着目します。

業績動向が安定的に推移している企業＋持続的な成長力を有すると判断される企業

の中から

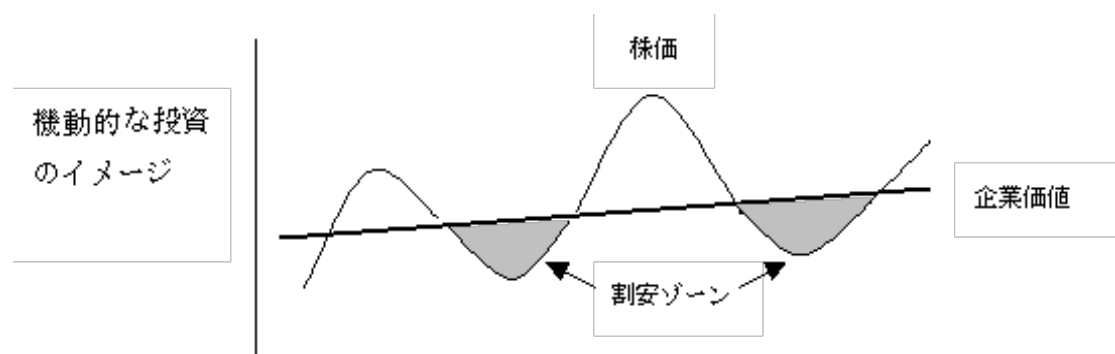
企業価値が十分市場に評価されていないと判断される企業

を選別



- 企業の成長性に対し、短期的な株価変動により、割安感が高まったと判断される企業群に着目します。

投資に際しては、中長期保有を前提としますが、投資環境に応じ、短期的な需給悪化要因等で、企業の成長性と比較して大幅に下落していると判断される銘柄、市場の注目が高まると想定されるテーマ性を有した銘柄を対象に機動的な運用を行います。



ボトムアップ・アプローチの手法により、投資銘柄を厳選し、アクティブに運用します。ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析から投資判断を下す運用手法です。

ポートフォリオの構築に際しては、以下のポイントを考慮します。

- ）ファンドの商品性に相応した流動性を確保するため、企業の発行株式数および浮動株の状況を勘案します。
- ）株式の保有にあたっては、中・長期投資を基本としますが、業績予想の下方修正や、ビジネスモデルの変化によって、購入時に想定した成長性に変化が生じた場合は、適時組入れを見直します。また、短期的な株価上昇により、相対的に組入比率が上昇した銘柄は、ファンダメンタルに変化がなくても売却により組入比率を見直すことがあります。

当ファンドは、マザーファンドを通じて、中小型株運用に実績のある「いちよしアセットマネジメント株式会社」より、投資助言を受け、アクティブに運用します。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年12月26日 信託契約締結、当ファンド設定・運用開始

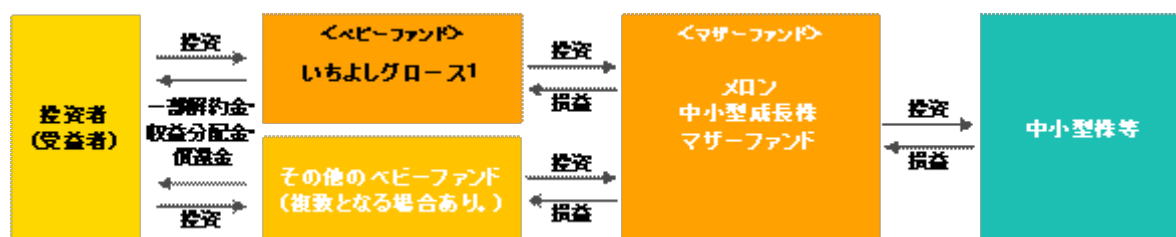
平成19年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

平成22年 9月17日 重大な約款変更の適用

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（いちよしグロス1）とし、その資金をマザーファンド（メロン中小型成長株マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



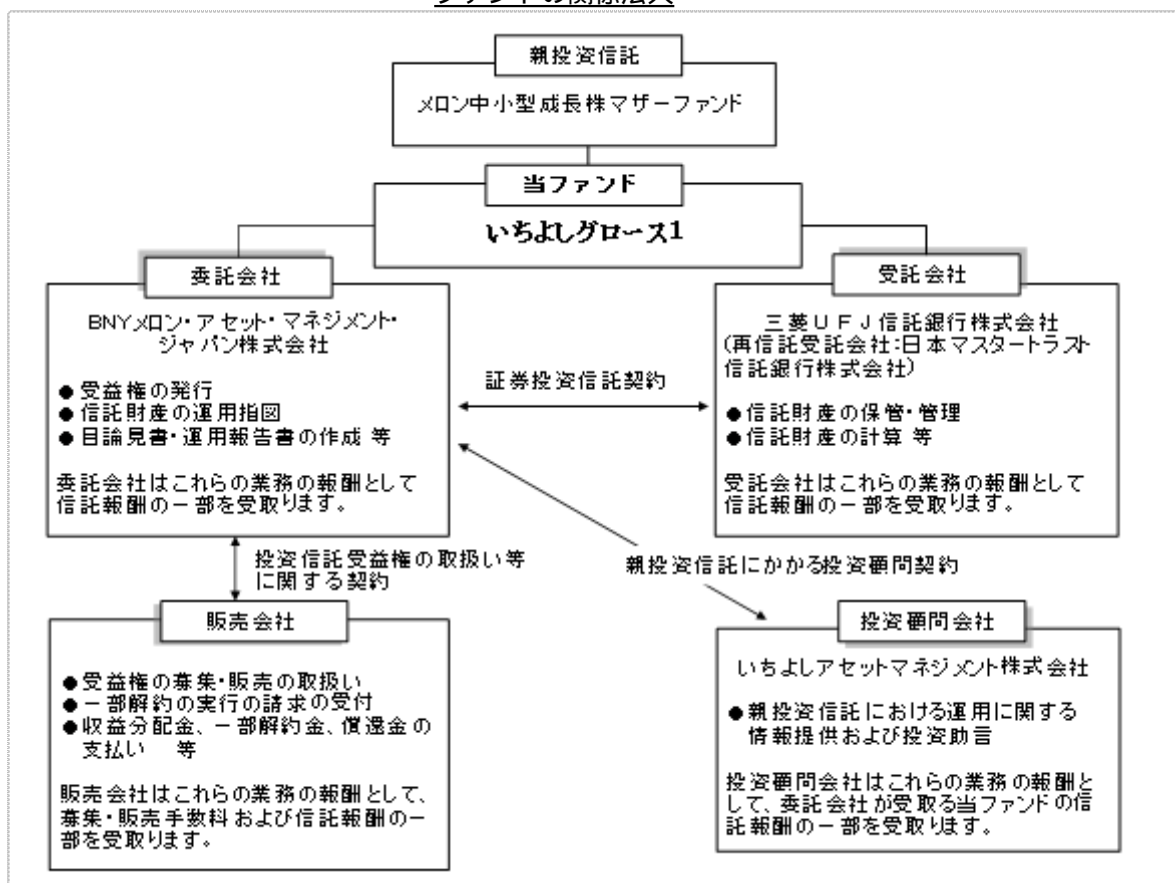
ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a. B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b. いちよしアセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）
マザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言を行います。
- c. 販売会社
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。
- d. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行い

ます。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 名称

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

c. 資本金の額（平成25年2月末現在）

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
 平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
 平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
 平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
 平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
 平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
 平成19年 9月30日 金融商品取引法の規定に基づく登録
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号
 平成19年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（平成25年2月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（アジア・パシフィック）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

主として「メロン中小型成長株マザーファンド」の受益証券への投資を通してわが国の株式に投資します。

b．投資態度

1. 株式への投資にあたっては、わが国のＪＡＳＤＡＱ市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。
2. 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
3. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

< 参考情報 > マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

わが国の証券取引所に上場およびそれに準ずる市場で取引されている中小型株式を主な投資対象とします。

b．投資態度

1. 株式への投資にあたっては、わが国のＪＡＳＤＡＱ市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。
2. 「いちよしアセットマネジメント株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社の運用助言を受けます。
3. 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
4. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
5. 信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、マザーファンドを除く私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 > マザーファンドの投資対象

投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権

二．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- 1．株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りまゝ。）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝ。）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で上記21．の有価証券の性質を有するもの
- なお、1．の証券または証書、12．および17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

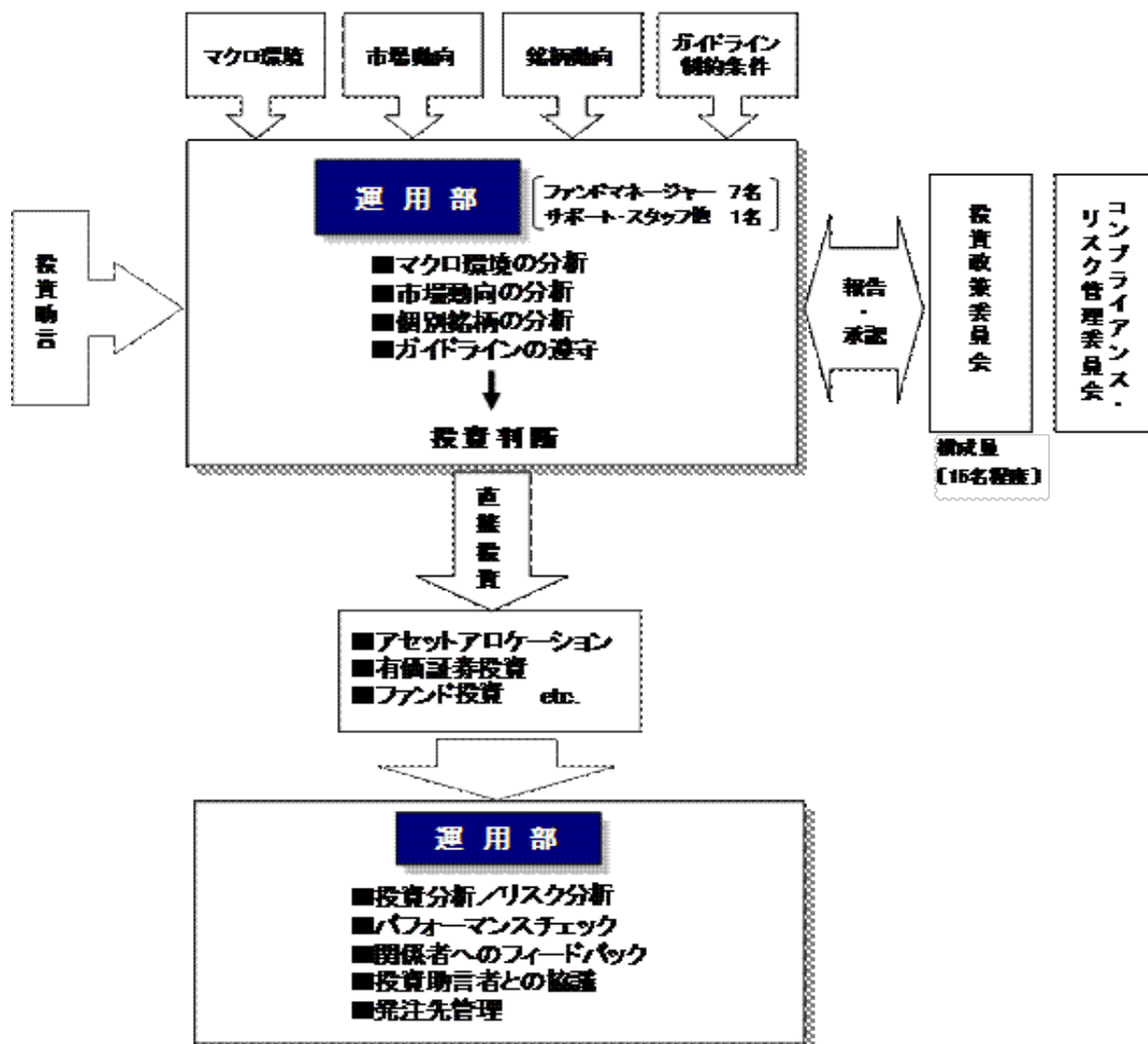
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社は、「メロン中小型成長株マザーファンド」について、「いちよしアセットマネジメント株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社からマザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言を受けます。

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

(下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。)



- 運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- 外部からの投資助言内容を精査し、実際にこれに沿った投資を行うか否かの判断は、あくまで運用部が独自に決定します。
- 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、投資助言者との協議および発注状況の管理等を実施します。
- 投資助言者または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的実施します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時（原則として、毎年12月20日。ただし、休業日のときは翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

a．分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

c．留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います

収益の処理方法**a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。**

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。

「自動継続投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】**当ファンドの信託約款に定める投資制限****a．株式への投資割合**

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。）の組入比率は、原則として信託財産総額の70%以上とします。

b．投資信託証券への投資割合

- 1．マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。

2. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。
 - c. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資は行わないものとします。
 - d. 私募により発行された有価証券への投資制限
マザーファンドを除く私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。
 - e. 投資する株式等の範囲
 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
- 信託約款上のその他の投資制限
- a. 信用取引の指図範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- b. 先物取引等の運用指図・範囲
 1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- d. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

h. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。

. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドにかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記 i. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図

ができます。

k. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

< 参考情報 > マザーファンドの投資制限

マザーファンドの信託約款に定める投資制限

- a. 株式への投資割合
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入比率は、原則として信託財産総額の70%以上とします。
- b. 投資信託証券への投資割合
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資は行わないものとします。
- d. 私募により発行された有価証券への投資制限
私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。
- e. 投資する株式等の範囲
 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 上記1. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信託約款上のその他の投資制限

- a. 信用取引の指図範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- b. 先物取引等の運用指図・範囲
 1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指

図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記h.の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

株式の発行企業の信用リスク

当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

その他の留意点

< 当ファンドの資産規模にかかる留意点 >

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 収益分配方針にかかわる留意点 >

- ・ 計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

< 受託会社の信用力にかかる留意点 >

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしがたい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< クーリング・オフについて >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用

はありません。

< 法令・税制・会計制度等の変更の可能性 >

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

< ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

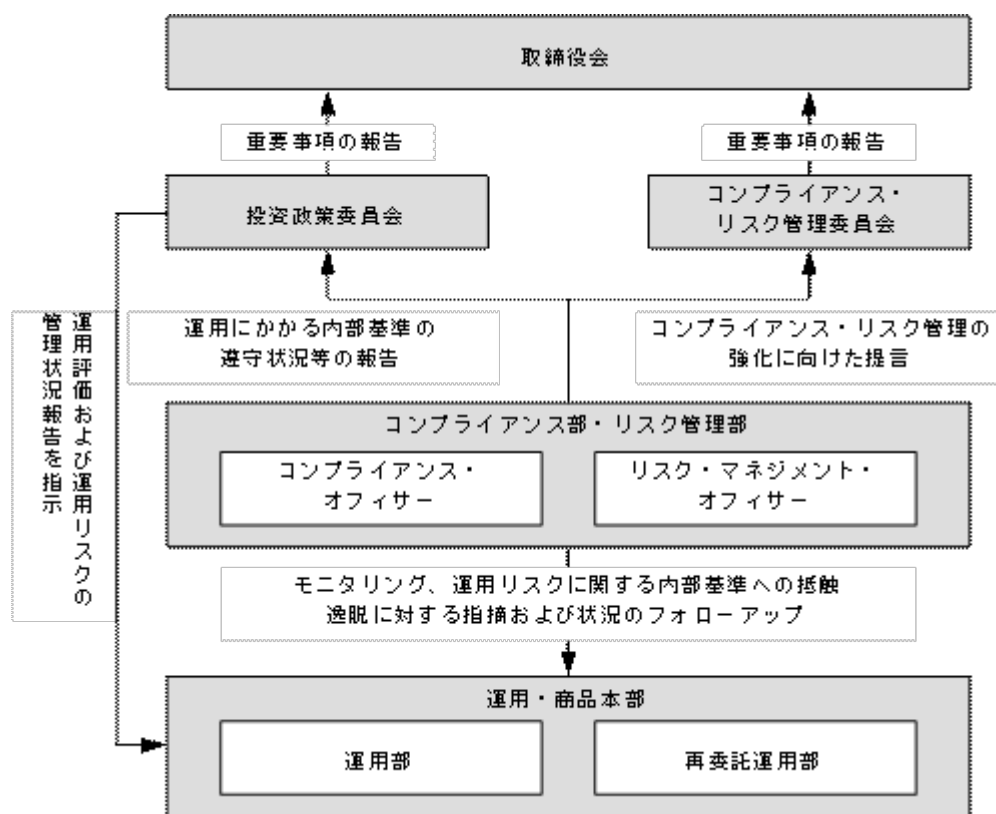
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

（２）リスク管理体制

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 （原則毎月2回開催）	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・リスク管理委員会 （原則毎月1回開催）	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の基準価額に乘以て得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の178.5（税抜 年10,000分の170）の率を乘以て得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.785% （税抜1.7%）	年0.945% （税抜0.9%）	年0.735% （税抜0.7%）	年0.105% （税抜0.1%）

委託会社の受取る報酬には、「メロン中小型成長株マザーファンド」における「いちよしアセットマネジメント株式会社」への投資顧問報酬が含まれます。当該投資顧問報酬の額は、信託財産に属するとみなされる「メロン中小型成長株マザーファンド」の純資産総額に年率0.42%（税抜0.4%）を乘以て得た額とします。なお、その支払いは、上記の計算期間にしたがうものとします。

（4）【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査費用は受益者の負担とし、信託財産の純資産総額に対し年率0.00525%（税抜0.005%）を乘以て得た金額（ただし、上記の額が年間63万円（税抜60万円）未満の場合は年間63万円（税抜60万円）を下限とし、年間189万円（税抜180万円）を超える場合は年間189万円（税抜180万円）を上限とします。）とし、計算期間を通じて毎日計上し、上記（3）の信託報酬支払いのとき、あわせて信託財産中から支払われます。

信託財産の管理・運営に要する費用（目論見書の作成・印刷・交付費用および公告費用等）については、信託財産の純資産総額に年率0.0525%（税抜0.05%）を乘以て得た金額を上限とし、計算期間を通じて毎日計上し、上記（3）の信託報酬支払いのとき、あわせて信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびファンドの借入金利息を受益者にご負担いただきます。

マザーファンドを通じて間接的にご負担いただく費用

マザーファンドにおいて、組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等がかかります。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

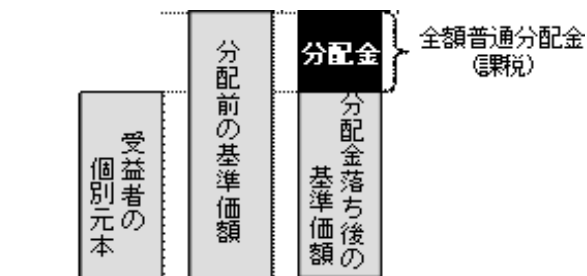
- a. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

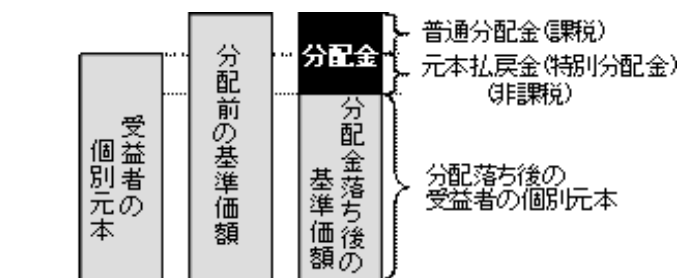
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1. および2. の10.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

す。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成25年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成25年1月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,475,361,327	100.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,606,280	0.18
合計（純資産総額）		1,472,755,047	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考情報>メロン中小型成長株マザーファンド

（平成25年1月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,366,794,900	82.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		284,097,478	17.21
合計（純資産総額）		1,650,892,378	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年1月31日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	メロン中小型成長株マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,524,448,572	0.8863	1,351,118,770	0.9678	1,475,361,327	100.18

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成25年1月31日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.18
合計	100.18

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（平成25年1月31日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（平成25年1月31日現在）

<参考情報>メロン中小型成長株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（平成25年1月31日現在）

国／ 地域	種 類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	株式	日本電産リード	電気機器	44,000	990.00	43,560,000	1,211.00	53,284,000	3.23
日本	株式	芝浦電子	電気機器	44,500	951.00	42,319,500	1,166.00	51,887,000	3.14
日本	株式	カカコム	サービス業	15,000	2,852.00	42,780,000	3,420.00	51,300,000	3.11
日本	株式	シミックホールディングス	サービス業	36,000	1,190.00	42,840,000	1,397.00	50,292,000	3.05
日本	株式	栄研化学	医薬品	40,500	1,104.00	44,712,000	1,235.00	50,017,500	3.03
日本	株式	巴工業	機械	28,600	1,513.00	43,271,800	1,745.00	49,907,000	3.02
日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	12,500	3,510.00	43,875,000	3,990.00	49,875,000	3.02
日本	株式	イリソ電子工業	電気機器	32,900	1,221.00	40,170,900	1,480.00	48,692,000	2.95
日本	株式	シークス	卸売業	45,400	1,015.00	46,081,000	1,054.00	47,851,600	2.90
日本	株式	堀場製作所	電気機器	17,500	2,470.00	43,225,000	2,674.00	46,795,000	2.83
日本	株式	大気社	建設業	24,400	1,695.00	41,358,000	1,843.00	44,969,200	2.72
日本	株式	トーカロ	金属製品	31,600	1,418.00	44,808,800	1,411.00	44,587,600	2.70
日本	株式	M A R U W A	ガラス・土石製品	15,000	2,782.00	41,730,000	2,808.00	42,120,000	2.55
日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	448	75,300.00	33,734,400	93,900.00	42,067,200	2.55
日本	株式	ユニプレス	輸送用機器	20,500	1,891.43	38,774,498	2,021.00	41,430,500	2.51
日本	株式	パラマウントベッド ホールディングス	その他製品	14,200	2,572.37	36,527,739	2,898.00	41,151,600	2.49
日本	株式	月島機械	機械	50,000	759.00	37,950,000	822.00	41,100,000	2.49
日本	株式	富士製薬工業	医薬品	25,000	1,372.00	34,300,000	1,602.00	40,050,000	2.43
日本	株式	サンマルクホールディングス	小売業	10,000	3,035.00	30,350,000	3,610.00	36,100,000	2.19
日本	株式	コシダカホールディングス	サービス業	15,100	2,048.00	30,924,800	2,270.00	34,277,000	2.08
日本	株式	パロー	小売業	23,100	1,344.10	31,048,932	1,461.00	33,749,100	2.04
日本	株式	ナガイレーベン	卸売業	28,000	1,148.00	32,144,000	1,178.00	32,984,000	2.00
日本	株式	あみやき亭	小売業	150	205,800.00	30,870,000	207,700.00	31,155,000	1.89
日本	株式	G M Oペイメントゲートウェイ	情報・通信業	23,400	1,348.90	31,564,486	1,321.00	30,911,400	1.87
日本	株式	リンテック	その他製品	18,000	1,587.00	28,566,000	1,688.00	30,384,000	1.84
日本	株式	楽天	サービス業	35,400	674.00	23,859,600	835.00	29,559,000	1.79
日本	株式	東京応化工業	化学	14,400	1,680.00	24,192,000	1,777.00	25,588,800	1.55
日本	株式	日本触媒	化学	28,000	871.00	24,388,000	884.00	24,752,000	1.50
日本	株式	日新電機	電気機器	53,000	459.00	24,327,000	457.00	24,221,000	1.47
日本	株式	あさひ	小売業	19,200	1,255.29	24,101,689	1,222.00	23,462,400	1.42

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（平成25年1月31日現在）

種類	業種	投資比率（％）
株式	サービス業	16.60
	電気機器	15.91
	機械	9.11
	小売業	8.50
	医薬品	5.46
	卸売業	4.90
	その他製品	4.33
	化学	3.45
	情報・通信業	2.88
	建設業	2.72
	金属製品	2.70
	ガラス・土石製品	2.55
	輸送用機器	2.51
	精密機器	1.18
	合計	82.79

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成25年1月31日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成25年1月31日現在）

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成14年12月20日）	716,678,959	716,678,959	0.6542	0.6542
第2期末	（平成15年12月22日）	765,386,962	765,386,962	0.9605	0.9605
第3期末	（平成16年12月20日）	448,232,904	451,720,263	1.1568	1.1658
第4期末	（平成17年12月20日）	918,268,990	923,303,352	1.8240	1.8340
第5期末	（平成18年12月20日）	3,910,383,471	3,932,941,604	1.7335	1.7435
第6期末	（平成19年12月20日）	1,775,280,886	1,789,030,985	1.2911	1.3011
第7期末	（平成20年12月22日）	2,360,431,754	2,360,431,754	0.6128	0.6128
第8期末	（平成21年12月21日）	1,116,817,637	1,116,817,637	0.6586	0.6586
第9期末	（平成22年12月20日）	2,468,212,244	2,468,212,244	0.6828	0.6828
第10期末	（平成23年12月20日）	2,777,108,444	2,777,108,444	0.6514	0.6514
第11期末	（平成24年12月20日）	1,403,638,254	1,403,638,254	0.6858	0.6858
	平成24年 1月末日	2,721,296,797	-	0.6603	-
	平成24年 2月末日	2,735,194,406	-	0.7029	-
	平成24年 3月末日	2,519,306,948	-	0.7389	-
	平成24年 4月末日	2,199,948,570	-	0.7177	-
	平成24年 5月末日	1,828,027,093	-	0.6533	-
	平成24年 6月末日	1,794,794,628	-	0.6833	-
	平成24年 7月末日	1,619,652,518	-	0.6580	-
	平成24年 8月末日	1,542,085,708	-	0.6507	-
	平成24年 9月末日	1,483,056,545	-	0.6612	-
	平成24年10月末日	1,412,230,074	-	0.6510	-
	平成24年11月末日	1,424,069,529	-	0.6680	-
	平成24年12月末日	1,409,754,872	-	0.6945	-
	平成25年 1月末日	1,472,755,047	-	0.7473	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成13年12月26日～平成14年12月20日）	0
第2期（平成14年12月21日～平成15年12月22日）	0
第3期（平成15年12月23日～平成16年12月20日）	0.0090
第4期（平成16年12月21日～平成17年12月20日）	0.0100
第5期（平成17年12月21日～平成18年12月20日）	0.0100
第6期（平成18年12月21日～平成19年12月20日）	0.0100
第7期（平成19年12月21日～平成20年12月22日）	0
第8期（平成20年12月23日～平成21年12月21日）	0
第9期（平成21年12月22日～平成22年12月20日）	0
第10期（平成22年12月21日～平成23年12月20日）	0
第11期（平成23年12月21日～平成24年12月20日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期（平成13年12月26日～平成14年12月20日）	34.58
第2期（平成14年12月21日～平成15年12月22日）	46.82
第3期（平成15年12月23日～平成16年12月20日）	21.37
第4期（平成16年12月21日～平成17年12月20日）	58.54
第5期（平成17年12月21日～平成18年12月20日）	4.41
第6期（平成18年12月21日～平成19年12月20日）	24.94
第7期（平成19年12月21日～平成20年12月22日）	52.54
第8期（平成20年12月23日～平成21年12月21日）	7.47
第9期（平成21年12月22日～平成22年12月20日）	3.67
第10期（平成22年12月21日～平成23年12月20日）	4.60
第11期（平成23年12月21日～平成24年12月20日）	5.28

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期（平成13年12月26日～平成14年12月20日）	3,481,367,957	2,385,870,000	1,095,497,957
第2期（平成14年12月21日～平成15年12月22日）	675,172,738	973,842,812	796,827,883
第3期（平成15年12月23日～平成16年12月20日）	519,367,095	928,710,551	387,484,427
第4期（平成16年12月21日～平成17年12月20日）	387,985,782	272,033,942	503,436,267
第5期（平成17年12月21日～平成18年12月20日）	2,154,466,370	402,089,316	2,255,813,321
第6期（平成18年12月21日～平成19年12月20日）	55,541,939	936,345,299	1,375,009,961
第7期（平成19年12月21日～平成20年12月22日）	3,842,433,379	1,365,400,693	3,852,042,647
第8期（平成20年12月23日～平成21年12月21日）	23,269,177	2,179,595,264	1,695,716,560
第9期（平成21年12月22日～平成22年12月20日）	3,240,060,128	1,320,956,531	3,614,820,157
第10期（平成22年12月21日～平成23年12月20日）	2,653,000,354	2,004,533,111	4,263,287,400
第11期（平成23年12月21日～平成24年12月20日）	12,567,573	2,229,255,089	2,046,599,884

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

（参考情報）運用実績

3 運用実績

(2013年1月31日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日（2001年12月26日）～2013年1月31日）



(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり信託報酬控除後です。

(注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2013年1月31日現在

基準価額 7,473円

純資産総額 14億円

分配の推移（1万口当たり、税引き前）

2008年12月	0円
2009年12月	0円
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
設定来累計	390円

主な資産の状況

	銘柄名	国／地域	種類	投資比率(%)
1	メロン中小型成長株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.18

メロン中小型成長株マザーファンド

組入上位10銘柄

	銘柄名	国／地域	種類	業種	投資比率(%)
1	日本電産リード	日本	株式	電気機器	3.23
2	芝浦電子	日本	株式	電気機器	3.14
3	カカクコム	日本	株式	サービス業	3.11
4	シミックホールディングス	日本	株式	サービス業	3.05
5	栄研化学	日本	株式	医薬品	3.03
6	巴工業	日本	株式	機械	3.02
7	ベネッセホールディングス	日本	株式	サービス業	3.02
8	イリソ電子工業	日本	株式	電気機器	2.95
9	シークス	日本	株式	卸売業	2.90
10	堀場製作所	日本	株式	電気機器	2.83

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別および業種別組入比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	サービス業	16.60
	電気機器	15.91
	機械	9.11
	小売業	8.50
	医薬品	5.46
	卸売業	4.90
	その他	22.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17.21
合計		100.00

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2013年は1月末までの収益率です。

(注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（3）取得申込みの中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みを延期または中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）の受付け

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

一部解約の実行の請求の受付けは、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が換金の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている場合は、換金の申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（2）解約の手取額

解約価額は、請求受付日の基準価額です。

受益者の手取額は、一部解約の価額（解約価額）から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 買取り

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(4) 解約受付け等の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の解約の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。

また、販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と販売会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止することができます。その場合には、受益者は当該買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者が、その買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じた取扱いになります。

(5) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<参考> 主要投資対象の評価方法

マザーファンド 受益証券	基準価額で評価しております。
その他の 主要投資対象	原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者、銀行等から提示される価額もしくは価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「G1」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(委託会社の照会先)

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成13年12月26日から平成33年12月20日までとします。ただし、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」もしくは下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期

間の終了日です。

(5) 【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a . 信託契約の解約

- 1 . 委託会社は、信託期間中において信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- 2 . 委託会社は、上記1 . の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3 . 上記2 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4 . 上記3 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1 . の信託契約の解約をしません。
- 5 . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6 . 上記3 . から5 . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3 . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b . 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 信託約款の変更等 e . 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更等

- a . 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記 b . から f . の規定にしたがいます。
- b . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c . 委託会社は、上記 b . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 上記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . 上記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 b . の信託約款の変更をしません。
- f . 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合は、委託会社は上記 b . から f . の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

a . 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」は、当事者の別段の意思表示のない限り定期的に自動更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b . 投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までの掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を継承させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成23年12月21日から平成24年12月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

いちよしグロース1

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成23年12月20日現在)	第11期 (平成24年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,097,671	37,682
親投資信託受益証券	2,773,610,138	1,401,967,217
未収入金	48,843,292	24,300,732
未収利息	1	-
流動資産合計	2,823,551,102	1,426,305,631
資産合計	2,823,551,102	1,426,305,631
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,000,936	8,135,398
未払受託者報酬	1,633,208	804,488
未払委託者報酬	26,131,264	12,871,741
その他未払費用	677,250	855,750
流動負債合計	46,442,658	22,667,377
負債合計	46,442,658	22,667,377
純資産の部		
元本等		
元本	4,263,287,400	2,046,599,884
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,486,178,956	642,961,630
（分配準備積立金）	29,103,472	32,904,239
元本等合計	2,777,108,444	1,403,638,254
純資産合計	2,777,108,444	1,403,638,254
負債純資産合計	2,823,551,102	1,426,305,631

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 (自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日)	第11期 (自 平成23年12月21日 至 平成24年12月20日)
営業収益		
受取利息	2,875	85
有価証券売買等損益	113,385,516	181,729,399
営業収益合計	113,382,641	181,729,484
営業費用		
受託者報酬	3,207,975	2,075,127
委託者報酬	51,327,487	33,201,877
その他費用	1,554,000	1,533,000
営業費用合計	56,089,462	36,810,004
営業利益又は営業損失（ ）	169,472,103	144,919,480
経常利益又は経常損失（ ）	169,472,103	144,919,480
当期純利益又は当期純損失（ ）	169,472,103	144,919,480
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,036,544	74,643,993
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,146,607,913	1,486,178,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	623,168,856	776,977,403
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	623,168,856	776,977,403
剰余金減少額又は欠損金増加額	798,304,340	4,035,564
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	798,304,340	4,035,564
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,486,178,956	642,961,630

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	--

(追加情報)

当計算期間の期首以降に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期 (平成23年12月20日現在)	第11期 (平成24年12月20日現在)
1. 受益権の総数	4,263,287,400口	2,046,599,884口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	1,486,178,956円	642,961,630円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6514円 (6,514円)	0.6858円 (6,858円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 (自平成22年12月21日 至平成23年12月20日)	第11期 (自平成23年12月21日 至平成24年12月20日)
1. 分配金の計算過程 信託約款に規定する収益調整金（1,847,565,295円）、分配準備積立金（29,103,472円）より、分配可能額は1,876,668,767円（1万口当たり4,401.92円）ですが、分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配当等収益（18,979,489円）、信託約款に規定する収益調整金（886,985,660円）及び分配準備積立金（13,924,750円）より、分配可能額は919,889,899円（1万口当たり4,494.70円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 注記表」及び「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
--------------------	--

2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期 （自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日）	第11期 （自 平成23年12月21日 至 平成24年12月20日）
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	102,067,243	95,531,158
合計	102,067,243	95,531,158

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第10期 （平成23年12月20日現在）	第11期 （平成24年12月20日現在）
期首元本額	3,614,820,157円	4,263,287,400円
期中追加設定元本額	2,653,000,354円	12,567,573円
期中一部解約元本額	2,004,533,111円	2,229,255,089円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成24年12月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	メロン中小型成長株 マザーファンド	1,581,641,717	1,401,967,217	—
合 計		1,581,641,717	1,401,967,217	—

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「メロン中小型成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの平成24年12月20日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「メロン中小型成長株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン中小型成長株マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年12月20日現在）	（平成24年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	551,285	184,832
コール・ローン	70,131,662	211,962,696
株式	2,971,208,100	1,347,759,300
未収入金	53,069,342	45,398,690
未収配当金	4,271,500	1,633,900
未収利息	96	290
流動資産合計	3,099,231,985	1,606,939,708
資産合計	3,099,231,985	1,606,939,708
負債の部		
流動負債		
未払金	830,871	15,680,665
未払解約金	50,443,292	26,433,455
流動負債合計	51,274,163	42,114,120
負債合計	51,274,163	42,114,120
純資産の部		
元本等		
元本	3,689,722,850	1,765,395,904
剰余金		
剰余金又は欠損金（　）	641,765,028	200,570,316
元本等合計	3,047,957,822	1,564,825,588
純資産合計	3,047,957,822	1,564,825,588
負債純資産合計	3,099,231,985	1,606,939,708

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所に上場されている株式 原則として、金融商品取引所における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場で評価しております。 同計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合には、当該取引所における同計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
--------------------	---

（追加情報）

開示対象ファンドの当計算期間の期首以降に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成23年12月20日現在）	（平成24年12月20日現在）
----	-----------------	-----------------

1. 受益権の総数	3,689,722,850口	1,765,395,904口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	641,765,028円	200,570,316円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8261円 (8,261円)	0.8864円 (8,864円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（2）注記表」及び「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。 (1)株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
2. 時価の算定方法	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日）	（自 平成23年12月21日 至 平成24年12月20日）
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	166,456,331	36,659,234
合計	166,456,331	36,659,234

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各計算期間における元本額の変動

項目	（平成23年12月20日現在）	（平成24年12月20日現在）
期首元本額	3,917,645,247円	3,689,722,850円

期中追加設定元本額	1,671,060,444円	27,265,399円
期中一部解約元本額	1,898,982,841円	1,951,592,345円
期末元本額	3,689,722,850円	1,765,395,904円
元本の内訳（注）		
いちよしグロース 1	3,357,475,050円	1,581,641,717円
いちよし中小型成長株ファンド07-03 （分配型）	69,121,668円	-
メロン中小型成長株ファンドV A （適格機関投資家専用）	263,126,132円	183,754,187円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年12月20日現在）

（イ）株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価（円）	評価額（円）	備考
株式	日本円	大気社	24,400	1,695	41,358,000	
		日本触媒	28,000	871	24,388,000	
		東京応化工業	14,400	1,680	24,192,000	
		ニフコ	24,100	1,852	44,633,200	
		栄研化学	46,200	1,104	51,004,800	
		富士製薬工業	25,000	1,372	34,300,000	
		M A R U W A	17,800	2,782	49,519,600	
		トーカロ	32,000	1,418	45,376,000	
		アイダエンジニアリング	47,000	688	32,336,000	
		オーエスジー	22,300	1,188	26,492,400	
		瑞光	13,100	2,519	32,998,900	
		オイレス工業	13,500	1,733	23,395,500	
		巴工業	29,300	1,513	44,330,900	
		月島機械	60,000	759	45,540,000	
		日新電機	53,000	459	24,327,000	
		アイホン	9,100	1,465	13,331,500	
		フォスター電機	6,000	1,341	8,046,000	
		日本電産リード	44,000	990	43,560,000	
		堀場製作所	20,600	2,470	50,882,000	
		O B A R A G R O U P	17,000	964	16,388,000	
		イリソ電子工業	32,900	1,221	40,170,900	
		芝浦電子	44,500	951	42,319,500	
		国際計測器	22,900	616	14,106,400	
		パラマウントベッドホールディングス	8,700	2,567	22,332,900	
		リンテック	20,000	1,587	31,740,000	
		G M O ペイメントゲートウェイ	13,400	1,354	18,143,600	
		ビットアイル	18,300	845	15,463,500	
		ナガイレーベン	28,000	1,148	32,144,000	
		シークス	45,400	1,015	46,081,000	
		あみやき亭	150	205,800	30,870,000	
		大黒天物産	15,600	2,596	40,497,600	
		サンマルクホールディングス	13,700	3,035	41,579,500	
		パロー	18,600	1,350	25,110,000	
		コシダカホールディングス	15,100	2,048	30,924,800	
		シミックホールディングス	46,000	1,190	54,740,000	
		カカクコム	17,500	2,852	49,910,000	
		楽天	35,400	674	23,859,600	
		エン・ジャパン	448	75,300	33,734,400	
		ベネッセホールディングス	13,100	3,510	45,981,000	
		ダイセキ	26,800	1,181	31,650,800	
計		銘柄数：40			1,347,759,300	
		組入時価比率：86.1%			100.0%	
合計					1,347,759,300	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率および有価証券の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

いちよしグロース1

(平成25年1月31日現在)

資産総額	1,498,726,055円
負債総額	25,971,008円
純資産総額(-)	1,472,755,047円
発行済数量	1,970,821,330口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.7473円 (7,473円)

(参考)メロン中小型成長株マザーファンド

(平成25年1月31日現在)

資産総額	1,676,190,770円
負債総額	25,298,392円
純資産総額(-)	1,650,892,378円
発行済数量	1,705,858,210口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9678円 (9,678円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年2月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年における主な資本金の額の増減

最近5年における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成25年2月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

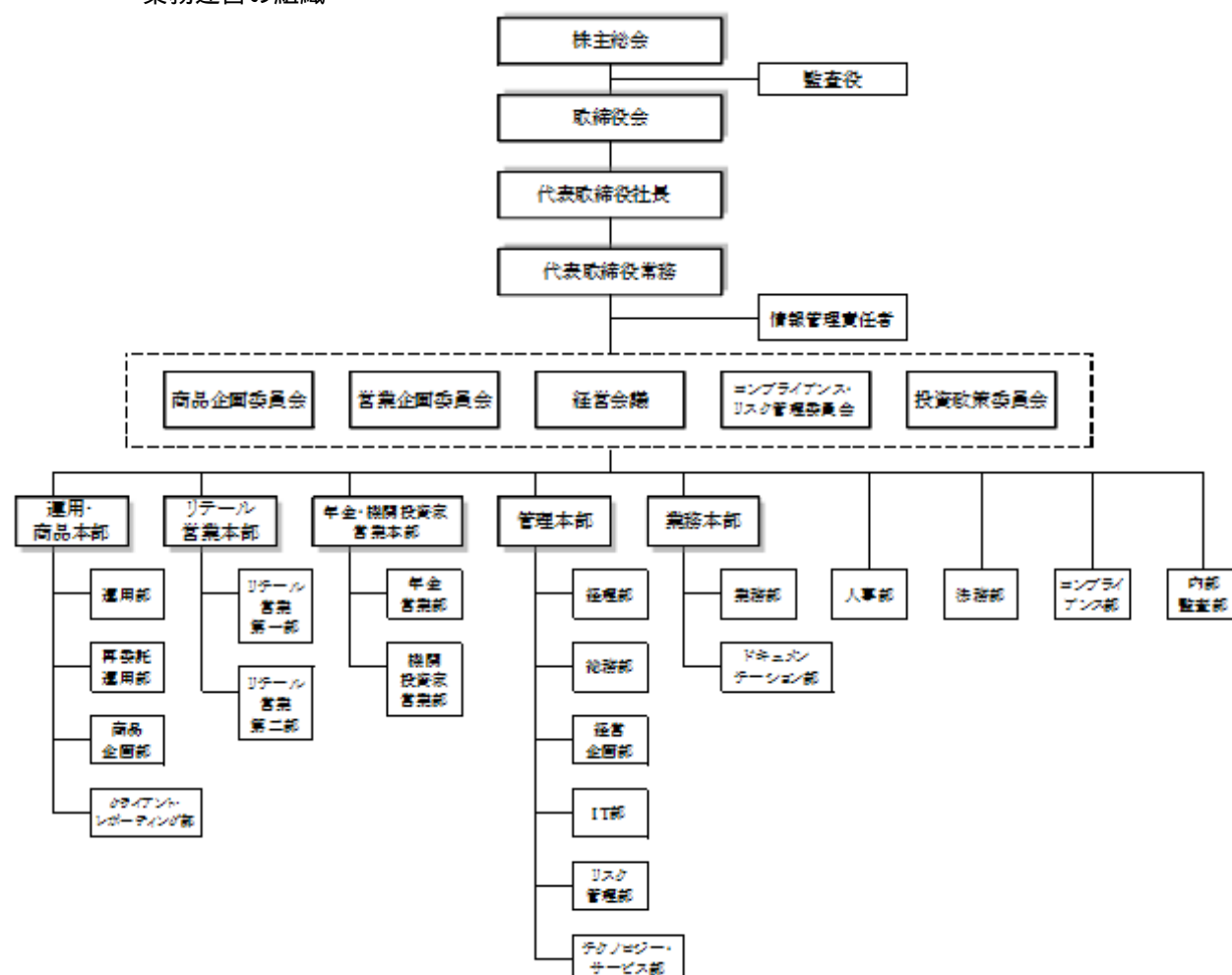
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織

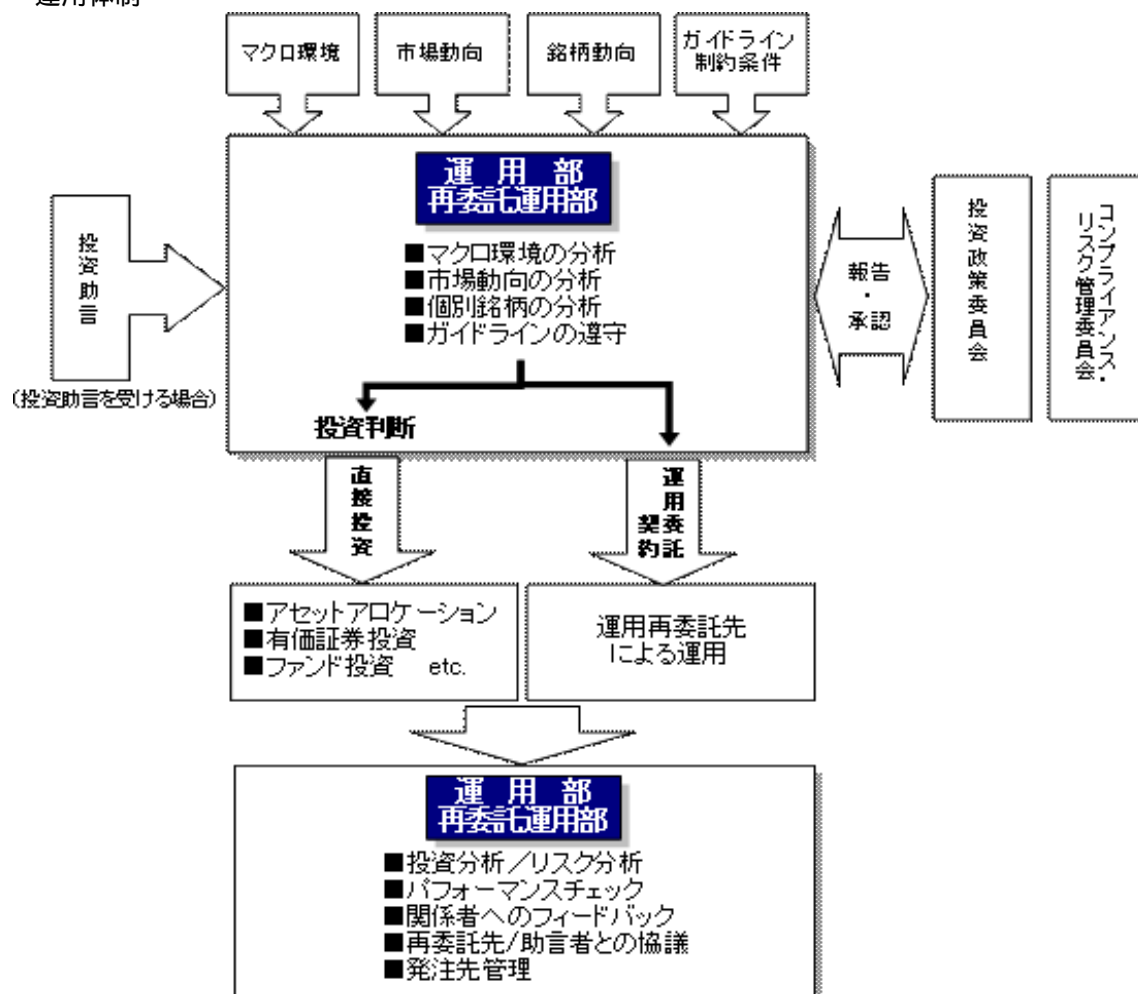


取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査およ

び業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。

・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成25年1月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 （百万円）
公募証券投資信託	23	69,349
追加型株式投資信託	21	69,128
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	2	221
私募証券投資信託	19	86,764
合 計	42	156,113

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任あずさ監査法人により受けております。
また、第16期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,711,256	7,212,496
未収委託者報酬	243,596	217,923
未収運用受託報酬	*3 1,188,270	*3 1,245,852
未収収益	*3 116,607	*3 145,079
前払費用	29,479	26,714
仮払金	7,674	5,578
繰延税金資産	85,672	62,739
流動資産計	7,382,557	8,916,383
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 28,037	-
器具備品	*1 29,838	*1 3,546
リース資産	*1 2,295	*1 11,792
有形固定資産計	60,171	15,338
無形固定資産		
ソフトウェア	*2 17,155	*2 8,614
ソフトウェア仮勘定	-	19,067
電話加入権	228	228
無形固定資産計	17,383	27,910
投資その他の資産		
投資有価証券	1,396,661	108,443
長期差入保証金	136,531	154,229
長期前払費用	-	7,285
預託金	75	75
繰延税金資産	76,375	83,812
投資その他の資産計	1,609,642	353,845
固定資産計	1,687,197	397,095
資産合計	9,069,755	9,313,478
負債の部		
流動負債		
未払金	39,014	64,115
未払費用	*3 1,194,179	*3 1,209,115
リース債務	850	3,557
預り金	6,400	112,311
仮受金	14,610	9,640
未払法人税等	116,318	34,722
未払消費税等	17,883	2,424
賞与引当金	114,784	137,301
資産除去債務	57,416	-
流動負債計	1,561,458	1,573,190
固定負債		
リース債務	1,559	8,955
退職給付引当金	161,388	200,142
役員退職慰労引当金	31,734	38,819
固定負債計	194,682	247,918
負債合計	1,756,140	1,821,108
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,806,022	5,996,721
利益剰余金合計	5,806,022	5,996,721

株主資本合計	7,296,022	7,486,721
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,591	5,649
評価・換算差額等合計	17,591	5,649
純資産合計	7,313,614	7,492,370
負債・純資産合計	9,069,755	9,313,478

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,993,552	2,654,377
運用受託報酬	*1 4,327,591	*1 4,650,950
その他営業収益	*1 199,981	*1 239,316
営業収益計	7,521,125	7,544,643
営業費用		
支払手数料	918,628	857,205
広告宣伝費	104,751	119,662
調査費	*1 3,675,142	*1 3,818,260
委託計算費	38,150	34,107
通信費	11,370	19,175
印刷費	18,143	24,118
協会費	7,438	7,944
その他の営業雑経費	6,642	9,096
営業費用計	4,780,269	4,889,572
一般管理費		
役員報酬	51,675	51,587
給与・手当	865,273	923,442
賞与引当金繰入額	458,461	488,748
退職給付費用	70,821	72,384
役員退職慰労引当金繰入額	7,568	7,084
退職金	9,709	2,640
交際費	5,129	3,439
旅費交通費	69,416	56,674
租税公課	15,539	14,623
不動産賃借料	125,614	193,934
固定資産減価償却費	73,817	42,746
諸経費	202,009	321,556
一般管理費計	1,955,038	2,178,862
営業利益	785,817	476,208
営業外収益		
受取利息	343	196
受取配当金	-	6,109
為替差益	11,454	-
投資有価証券売却益	-	4,027
その他	578	149
営業外収益計	12,376	10,483
営業外費用		
為替差損	-	22,327
投資有価証券売却損	16,009	-
支払利息	-	209
その他	-	22
営業外費用計	16,009	22,558
経常利益	782,185	464,133
特別損失		
固定資産除却損	*2 1,282	*2 23,182
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	38,858	-
特別損失計	40,140	23,182
税引前当期純利益	742,044	440,951
法人税、住民税及び事業税	368,267	226,152

法人税等調整額	34,047	24,100
法人税等合計	334,220	250,252
当期純利益	407,824	190,698

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
資本剰余金合計		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,398,198	5,806,022
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
当期変動額合計	407,824	190,698
当期末残高	5,806,022	5,996,721
利益剰余金合計		
当期首残高	5,398,198	5,806,022
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
当期変動額合計	407,824	190,698
当期末残高	5,806,022	5,996,721
株主資本合計		
当期首残高	6,888,198	7,296,022
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
当期変動額合計	407,824	190,698
当期末残高	7,296,022	7,486,721
評価・換算差額等		
当期首残高	10,510	17,591
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,102	11,942
当期変動額合計	28,102	11,942
当期末残高	17,591	5,649
純資産合計		
当期首残高	6,877,687	7,313,614
当期変動額		
当期純利益	407,824	190,698
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,102	11,942
当期変動額合計	435,926	178,755
当期末残高	7,313,614	7,492,370

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 3年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	101,244千円	-
器具備品	90,324千円	12,073千円
リース資産	1,755千円	4,813千円

*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	29,245千円	30,575千円

*3 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未収運用受託報酬	257,143千円	219,846千円
未収収益	3,636千円	4,399千円
未払費用	4,885千円	2,993千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
運用受託報酬	1,876,725千円	1,106,332千円
その他営業収益	14,298千円	19,090千円
調査費	26,245千円	15,819千円

*2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
器具備品	1,282千円	22,541千円
ソフトウェア	-	640千円
計	1,282千円	23,182千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-	-	15,900 株

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-	-	15,900 株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,711,256	5,711,256	-
(2)未収委託者報酬	243,596	243,596	-
(3)未収運用受託報酬	1,188,270	1,188,270	-
(4)未収収益	116,607	116,607	-
(5)長期差入保証金	136,531	136,531	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,396,661	1,396,661	-
資産計	8,792,923	8,792,923	-
(1)未払費用	1,194,179	1,194,179	-
負債計	1,194,179	1,194,179	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,212,496	7,212,496	-
(2)未収委託者報酬	217,923	217,923	-
(3)未収運用受託報酬	1,245,852	1,245,852	-
(4)未収収益	145,079	145,079	-
(5)長期差入保証金	154,229	96,431	57,798
(6)投資有価証券 その他の有価証券	108,443	108,443	-
資産計	9,084,024	9,026,226	57,798
(1)未払費用	1,209,115	1,209,115	-
負債計	1,209,115	1,209,115	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	5,711,256	-	-	-
未収委託者報酬	243,596	-	-	-
未収運用受託報酬	1,188,270	-	-	-
未収収益	116,607	-	-	-
長期差入保証金	136,531	-	-	-
合 計	7,396,262	-	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,212,496	-	-	-
未収委託者報酬	217,923	-	-	-
未収運用受託報酬	1,245,852	-	-	-
未収収益	145,079	-	-	-
長期差入保証金	-	-	154,229	-
合 計	8,821,351	-	154,229	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

(単位：千円)

区 分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,396,661	1,367,000	29,661
	小 計	1,396,661	1,367,000	29,661
合 計		1,396,661	1,367,000	29,661

当事業年度（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

区 分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	108,443	99,330	9,112
	小 計	108,443	99,330	9,112
合 計		108,443	99,330	9,112

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	382,288	-	16,009

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	1,374,748	17,036	13,008

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務	161,388千円	200,142千円
年金資産	-	-
退職給付引当金	161,388千円	200,142千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
勤務費用	49,731千円	49,224千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	21,090千円	23,160千円
退職給付費用	70,821千円	72,384千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	5,187 千円	6,655 千円
未払事業税	5,901 "	2,912 "
未払地方法人特別税	4,515 "	983 "
賞与引当金	46,706 "	52,188 "
資産除去債務	23,363 "	-
退職給付引当金	65,669 "	71,330 "
役員退職慰労引当金	12,913 "	13,835 "
減価償却超過額	12,542 "	-
敷金償却	-	2,110 "
繰延税金資産計	176,796 千円	150,016 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,680 千円	-
投資有価証券	12,069 "	3,463 千円
繰延税金負債計	14,749 千円	3,463 千円
繰延税金資産の純額	162,047 千円	146,552 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	%	%
法定実効税率	40.7	40.7

(調整)

住民税均等割	0.3	0.5
役員賞与	3.7	10.5
交際費否認	0.3	0.3
税率変更による	-	3.8
期末繰延税金資産の減額修正	-	1.0
その他	-	-

税効果適用後の法人税等の負担率	45.0	56.8
-----------------	------	------

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率の変更により、繰延税金資産の純額は16,545千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額は16,790千円増加し、その他有価証券評価差額金は244千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は定期建物賃貸契約に基づき使用するオフィスについて、退去時における原状回復義務を負っているため資産除去債務を計上しておりました。

契約の期間は平成19年1月1日から平成23年12月31日までの5年間でしたが、平成23年7月に本社移転を予定していたため、資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間を55ヶ月、割引率は1.2%を採用しておりました。当事業年度において、本社の移転を実施したため、オフィスの退去を行いました。

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
期首残高	56,732千円	57,416千円
時の経過による調整額	684千円	172千円
資産除去債務の履行による減少額	-	57,558千円
期末残高	57,416千円	-

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,993,552	4,327,591	199,981	7,521,125

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,971,533	1,905,672	1,636,030	7,889	7,521,125

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,483,324	投資運用業
BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	1,891,024	投資運用業

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,654,377	4,650,950	239,316	7,544,643

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,637,140	1,134,300	2,770,070	3,132	7,544,643

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,573,659	投資運用業
BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	1,125,422	投資運用業

（関連当事者との取引）

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,876,725	未収運用 受託報酬	257,143

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・ アセット・マネジメント・ インターナショナル・ ホールディングス・ リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,106,332	未収運用 受託報酬	219,846

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,483,324	未収運用 受託報酬	528,073
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	375,453	未払費用	179,623
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,108,492	未払費用	285,100
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	537,293	未払費用	191,988
親会社 の子会社	ニューヨーク メロン銀行 東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	預金	-	-	預金	3,726,456
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	346,857	未払費用	177,781

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	2,572,159	未収運用 受託報酬	630,807
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	374,105	未払費用	163,500
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,005,209	未払費用	234,345
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,030,408	未払費用	274,006
親会社 の子会社	ニューヨーク メロン銀行 東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	預金 差入保証金	-	-	預金 差入保証金	4,789,291 154,229
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	357,941	未払費用	177,791

1. 関連当事者との取引

(注1)独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	459,975円75銭	471,218円26銭
1株当たり当期純利益金額	25,649円31銭	11,993円62銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述していません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	407,824	190,698
普通株式に係る当期純利益（千円）	407,824	190,698
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

（中間財務諸表）

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		7,386,118
未収委託者報酬		241,802
未収運用受託報酬		1,507,062
未収収益		84,336
前払費用		29,604
仮払金		3,505
繰延税金資産		183,458
流動資産計		9,435,887
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	3,057
リース資産	*1	10,075
有形固定資産計		13,133
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	5,916
ソフトウェア仮勘定		57,465
電話加入権		228
無形固定資産計		63,610
投資その他の資産		
投資有価証券		103,380
長期差入保証金		151,268
長期前払費用		34,532
預託金		75
繰延税金資産		97,560
投資その他の資産計		386,815
固定資産計		463,560
資産合計		9,899,448
負債の部		
流動負債		
未払金		94,155
未払費用		1,380,459
預り金		10,065
未払配当金		4,999,993
未払法人税等		169,539
未払消費税等	*3	6,683
仮受金		28,889
賞与引当金		427,065
リース債務		3,586
流動負債計		7,120,437
固定負債		
役員退職慰労引当金		42,857
退職給付引当金		227,203
リース債務		7,155
固定負債計		277,216
負債合計		7,397,653
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,008,769
利益剰余金計	1,008,769
株主資本計	2,498,769
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,024
評価・換算差額等計	3,024
純資産合計	2,501,794
負債・純資産合計	9,899,448

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,185,879
運用受託報酬		2,605,339
その他営業収益		117,258
営業収益計		3,908,477
営業費用		2,663,567
営業費用計		2,663,567
一般管理費	*1	1,180,497
営業利益		64,412
営業外収益		3,981
営業外費用		12,043
経常利益		56,350
税引前中間純利益		56,350
法人税、住民税及び事業税		177,163
法人税等調整額		132,855
中間純利益		12,042

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		795,000
当中間期末残高		795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		695,000
当中間期末残高		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		5,996,721
当中間期変動額		
剰余金の配当		4,999,993
中間純利益		12,042
当中間期変動額合計		4,987,951
当中間期末残高		1,008,769

株主資本合計	
当期首残高	7,486,721
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
当中間期変動額合計	4,987,951
当中間期末残高	2,498,769

評価・換算差額等	
当期首残高	5,649
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	2,624
当中間期変動額合計	2,624
当中間期末残高	3,024

純資産合計	
当期首残高	7,492,370
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
株主資本以外の項目の当期変動額	2,624
当中間期変動額合計	4,990,575
当中間期末残高	2,501,794

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 3年～20年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (4) 長期前払費用 定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間に費用としております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
器具備品	12,562千円
リース資産	6,530千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
ソフトウェア	33,273千円
*3. 消費税等の取り扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)	
*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	2,205千円
無形固定資産	2,697千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間

(自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月20日 臨時株主総会	普通株式	4,999,993	314,465	平成24年3月31日	平成24年8月20日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)	
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1) リース資産の内容	
有形固定資産	
コピー機	
(2) リース資産の減価償却方法	
中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	7,386,118	7,386,118	-
(2) 未収委託者報酬	241,802	241,802	-
(3) 未収運用受託報酬	1,507,062	1,507,062	-
(4) 未収収益	84,336	84,336	-
(5) 長期差入保証金	151,268	98,972	52,296
(6) 投資有価証券 その他の有価証券	103,380	103,380	-
資産計	9,473,968	9,421,672	52,296
(1) 未払費用	1,380,459	1,380,459	-
負債計	1,380,459	1,380,459	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差 額
-----	----	------	----------------	-----

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	65,709	71,840	6,130
	小 計	65,709	71,840	6,130
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	32,791	31,539	1,251
	小 計	32,791	31,539	1,251
合 計		98,500	103,380	4,879

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
セグメント情報
当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,185,879	2,605,339	117,258	3,908,477

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
1,690,993	393,838	1,817,070	6,574	3,908,477

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,719,939	投資運用業
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	389,489	投資運用業

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日）	
1株当たり純資産額	157,345.56円
1株当たり中間純利益金額	757.37円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益（千円）	12,042
普通株式に係る中間純利益（千円）	12,042
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成24年9月末現在）

資本構成：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
	いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(3) 投資顧問会社

名称：いちよしアセットマネジメント株式会社

資本金の額：490百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社 : ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社 : ファンドの募集、販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社 : 「メロン中小型成長株マザーファンド」の運用に関する情報提供および投資助言を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社 : 該当事項はありません。
- (2) 販売会社 : 該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社 : 該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下のとおりです。

提出年月日	書類名
平成24年 3月19日	有価証券報告書
平成24年 3月19日	有価証券届出書
平成24年 9月19日	半期報告書
平成24年 9月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年2月13日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしグロース 1 の平成23年12月21日から平成24年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしグロース 1 の平成24年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月26日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年9月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

